

チャイルドシート購入補助金交付要綱

目 的	チャイルドシート購入補助金交付要綱目的この補助金交付要綱は、平成12年4月より道路交通法が改正され満6歳未満の子供にはチャイルドシートの装着が義務化されることに伴い、保護者の負担を減らし、チャイルドシートが普及するよう村が補助金を交付し、子供を交通事故の被害から守るとともに交通安全意識を高めることを目的とする。
対 象 者	保護者、子供とも住所を有し現実に居住している、満6歳未満の子供のいる保護者
補 助 範 囲	子供1人につき1回の補助とする。 10,000円を上限とし、購入費の2分の1を補助する。
申 請 手 続	補助を受ける保護者の方は、チャイルドシート購入補助金申請書(様式1)とチャイルドシート購入時の領収書を添付のうえ役場へ提出する。 申請書提出の期間は購入してから3ヶ月以内とする。
補助金の交付	提出された申請書を審査後、申請者の口座へ振込む方法により交付する。
そ の 他	この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が定める。